

【よくあるご質問】下水道使用料の改定について

Q なぜ下水道使用料を値上げするのですか？

A 施設の老朽化に伴う更新・耐震化工事の費用増や、人口減少による使用料収入の減少など、下水道事業の経営状況が厳しいため、持続可能な運営のために必要となります。

Q 改定しないとどうなりますか？

A これまでどおり、基準外繰入金に頼ることとなり、経営上は好ましくない状況が続きます。また、万が一、基準外繰入金の予算が確保できなくなった場合は、経営に必要な費用を確保できず、計画的な施設の修繕や更新ができなくなり、良好な生活環境の維持に支障が出る恐れがあります。

Q 今回は2段階目の改正とのことだが、なぜか？

A 前回の答申において、下水道使用料による自立経営の実現を掲げていたが、大幅な見直しとなることから2段階での改定となり、答申内容に基づき令和5年4月に1段階目の改定をした。そのため、今回はその2段階目の改正を実施します。

Q なぜ基本使用料のみの値上げですか？

A 安定収入である「基本使用料」のみを改定することで、安定かつ持続可能な下水道事業経営が行うことが可能となるためです。しかしながら、今回の改定においても本来、基本使用料で賄うべき固定費をすべて賄うことはできておりません。(固定費の割合 56.7%)

Q それではなぜ基本使用料で固定費を賄う値上げとしなかったのですか？

A 基本使用料をさらにあげると、使用水量が少ない家庭のうち、低所得者の方への負担が大きくなります。

Q 使用料算定期間の5年とした理由は？

A 少なくとも5年に1回の頻度で下水道事業のロードマップを策定しており、このことから5年としております。5年経過後は改めて検討をし、必要であれば改定を行うことも想定されます。

Q 経費回収率とは何か？

A 下水道使用料と賄うべき汚水にかかる処理費がどれだけの割合になっている

るかの数値であり、経費回収率が 100%を下回っている場合は、その補填を一般会計からの基準外繰入金で賄っていることとなります。
ちなみに、令和 6 年度実績の経費回収率は 93.04%でした。

Q 改定率 9.09%の根拠は？

A 使用料算定期間を 5 年としたことで、5 年後まで、自立経営＝経費回収率 100%を維持することを目標とするため、この目標を達成するためには 5 年後の令和 12 年度の改定率 9.09%を根拠としました。

Q 汚水処理費とは何か？どのように算出したか？

A 下水道事業の汚水に係る費用であり、主な費用で流域下水道管理運営負担金、汚水管渠費、減価償却費、支払利息などです。算出方法は、これまでの実績などを基に、今後の見込みを推計しています。物価高騰や人件費については、消費者物価指数や過去の推移などを参考に算出しております。

Q 基準内繰入金、基準外繰入金の推移等について

A 収益事業（3 条）の基準外繰入金は、2 段階目の下水道使用料改定により令和 9 年度からはゼロとなる見込みです。また、下水道事業全体の収支不足は過去に借り入れた企業債の償還が進むことで、令和 11 年度以降はゼロとなる見込みです。

今後の基準内繰入金は、汚水事業は 2 億円程度、下水道事業全体では 10 億円程度（雨水事業 8 億円程度）で推移する見込みですが、雨水事業は今後施設の更新等で費用の増が見込まれるため、基準内繰入金は増傾向の見込みです。

Q 下水道使用料収入の見通しは

A 今回の改定で増加はするものの、今後は、人口減少や節水機器の導入による使用水量の減となる見込みのため、下水道使用料収入は減少傾向となります。

Q いつから改定後の料金が適用されますか？

A 令和 8 年 10 月 1 日以降の検針分から適用開始となります。

Q 自分の家庭ではどのくらい料金が上がりますか？

A 今回の改定は基本使用料の改定のためのため、使用水量に関係なく、1 か月あたり、税抜き 215 円の増となります。

Q 使用水量が少ない家庭への影響は大きいですか？

A 金額としては、基本使用料 215 円一律ですが、下水道使用料の割合でみた時は、使用水量が少ない家庭の割合が高くなり、使用水量が大きい家庭に比べ、影響は大きいと言えます。

Q 値上がりに伴う生活困窮者への減免措置や補助金などはありますか？

A 減免措置や補助金はありません。

Q 井戸水を利用している場合、計算方法は変わりますか？

A 井戸水の方も基本使用料を徴収しているので、今回の改定により基本使用料は値上がりします。

Q 費用面について削減できることは何か？

A システムの共同化などの広域連携によるランニングコストの減、下水道管渠の長期利用による更新費用の減、その他デジタル化による紙媒体の減などの事務費削減などがあります。

Q 下水道使用料改定以外の収益増はあるか？

A 未接続世帯の下水道接続による使用料の増や遊休地の太陽光発電、駐車場利用などによる収益が考えられます。

Q 今後の改定についてはあるのか？

A 今回の改定では、算定期間を 5 年とし、5 年間は下水道事業の自立経営＝経費回収率 100%を維持できる予定です。5 年経過後は再度検討を行い、経費回収率が 100%を割った場合は再度の改定は想定されます。なお、これからの 5 年間においても災害や大きな事故により想定外の支出があった場合など改定を行う場合も考えられます。

Q 半田市は物価上昇への対策を何か考えているか？

A 直近では国の重点支援交付金を活用しての対策を検討しています。

Q 改定後の料金表はいつ公開されるのか？

A 令和 8 年 3 月議会に条例改正を予定していますので、議決し告示後に公開される予定です。

Q 知多 4 市 3 町の改定状況は？令和 8 年 2 月時点の情報です。

- A 東海市…令和 7 年 4 月改定（その後令和 12, 17 年改定予定）
- 大府市…令和 7 年 4 月改定
- 知多市…令和 9 年度改定予定
- 常滑市…令和 9 年度改定予定
- 武豊町…令和 9 年度または 10 年度改定予定
- 阿久比町…令和 7 年 4 月及び令和 9 年 4 月改定
- 東浦町…令和 8 年 4 月改定

Q 広域連携でできることは何か

- A 汚泥の共同処理（愛知県が主体となり、既に常滑市や東海市などは参画しているが今後さらに広域に展開予定）や、WPPP を半田市だけでなく広域で行う、また、料金システムや排水設備申請システムの共同化により、費用対効果や業者確保の問題の解決につながる見込みです。

Q 共同化でできること

- A 料金システムの共同化によりランニングコストの減や給水、排水設備申請のオンライン化の共同化による、ランニングコストの減とともに、申請内容の項目を揃えるなど、効率化を図っていきます。

Q 事務削減は何があるか

- A 稼働の少ない公用車の減や利用しない電話回線の撤去、デジタル化により紙媒体の減などがあります。また、機構改革により上下水道を一体化することで、経理部門を統合し、事務効率化を図るとともに、人件費の削減を図ります。

Q 接続率向上の施策は何か

- A 職員による戸別訪問や電話勧奨のほかに、令和 7 年度には未接続世帯に個別郵送を実施し、接続率向上につなげていきます。

Q 遊休地の活用の想定は

- A 太陽光発電や駐車場利用が想定されます。売却の可能性は低く、それは、遊水池であるところもあれば、下水道管を埋設されているところもあるためです。

Q 下水道管の耐震整備予定は

- A 上下水道耐震化計画に基づき、避難所等への重要施設について、令和 7 年度

に耐震診断、令和 8 年度に設計、令和 9 年度～11 年度にかけて整備予定です。

★審議会関係

Q 審議会は何に基づいて開催されているのか？

A 半田市水道料金等審議会条例に基づいて開催しています。

Q 審議会の結果は公表されているのか？

A ホームページで議事録、会議資料を公開しています。

Q 審議会では何を議論したのか？

A 上下水道事業ともに現在の経営状況を説明し、今後の収益見込みでは経営が維持できなくなる想定のため、料金改定が必要となり、料金改定の内容について議論しました。

Q 答申内容と条例改正案に違いはあるか？

A 答申内容と同様の案となっています。